

弁護士事務共助規程

(昭和三十八年五月二十五日会規第十三号)

改正 平成一三年一〇月三一日

同二〇年一二月 五日

令和 三年 六月一日

(共助のあつ旋)

第一条 弁護士会は、所属弁護士（弁護士には弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人を含む。以下同じ。）の申出により、弁護士事務の共助を求め、又は所属弁護士をして共助をさせるあつ旋をする。

(共助依頼の申出)

第二条 弁護士は、所属弁護士会の地域外において弁護士事務をしなければならない場合に、その事務が他の弁護士において代理して処理することができるものであるときは、所属弁護士会に共助依頼の申出をすることができる。

2 共助依頼の申出は、共助事務をする弁護士がその事務をするのに必要な書面に、委任状その他必要な書類並びに必要なと予想される回数の出頭日当及び費用額を添

- 1 -

えて申出るものとする。但し、急を要する場合、その他特別の事情があるときは、申出のときには共助受任者が受任するか否かを決定するに必要な事項のみを口頭で申出て、その余は受任者が決定した後直接受任者と打合わせ、書類及び金員の授受をすることを防げない。

(共助依頼)

第三条 共助依頼の申出を受けた弁護士会(依頼弁護士会)は、その事務をなすべき他の弁護士会へ、前条による申出者の提出書類及び金員を送付し共助を依頼するものとする。

(共助受任のあつ旋)

第四条 共助の依頼を受けた弁護士会(受任弁護士会)は、その会員中適当な者を選定し、その承諾を得た後、受任弁護士の氏名(職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名をいう。)又は名称を依頼弁護士会に通知する。

(受任の通知と結果の報告)

第五条 共助を受任した弁護士は、遅滞なく共助依頼者に受任の通知をし、事務処理後遅滞なくその結果を報告しなければならない。

- 2 -

(出頭日当及び費用の支払)

第六条 共助依頼者は、共助受任者に対し、出頭日当及び費用を支払わねばならない。

2 出頭日当は、一回二千元以上とする。

(報酬)

第七条 共助事務が、日当及び費用の外報酬を支払うべきものであるときは、共助依頼の申出のとき予め報酬の額を所属弁護士会に申出て、共助依頼者と共助受任者が直接これを協定するものとする。

(紛議)

第八条 共助依頼者と共助受任者との間に、報酬の支払その他に関して紛議を生じた場合は、依頼弁護士会と受任弁護士会が協議して、これを処理する。

2 前項に定める両弁護士会間の協議が調わない場合は、日本弁護士連合会は、一方の弁護士会の申出により、相手方の弁護士会の意見を聴いた上で裁定する。

3 前項の日本弁護士連合会の裁定に対しては、双方とも異議を申立てることができない。

(手数料)

第九条 弁護士会は、所属会員のための共助のあつ旋につき、手数料を徴収することができる。

- 3 -

(事件受任弁護士紹介のあつ旋)

第十条 弁護士会は、所属弁護士の申出により、その事件依頼者のために、他の弁護士会に対し、事件受任弁護士の紹介のあつ旋を依頼することができる。

2 前項の場合における事件の委任は、事件依頼者本人と受任弁護士との間で直接行われるものとする。

(記録謄写等のあつ旋)

第十一条 弁護士会は、所属弁護士の申出により、他の弁護士会に対し、記録の謄写その他の事務のあつ旋を依頼することができる。

附 則

この規程は、昭和三十八年五月二十五日から施行する。

附 則 (平成一三年一〇月三一日会規第四八号

弁護士法人制度創設に係る弁護士法改正に伴う会規(外国特別会員関係を除く)の整備に関する規程 第一条、第四条改正)

この規程は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年一二月五日会規第九一号

職務上の氏名に関する規程の制定に伴う会規(外国特別会員関係を除く。)の整備に関する規程 第四条改正) 抄

- 4 -

1 この規程は、成立の日から起算して二年を超えない範囲内において理事会で定める日から施行する。

(平成二十一年一月一七日理事会決議で平成二十二年一月一日から施行)

附 則 (令和三年六月一日会規第一一五号)

弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度創設に係る外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正に伴う会規(外国特別会員関係)の整備に関する規程(第一条改正)

この規程は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律(令和二年法律第三十三号)第二条の規定の施行の日から施行する。

(令和四年政令第四一号で令和四年一月一日から施行)